



明豊開堤防



六枚戸

# 玉名市の干拓遺産

たまなしのかんたくいさん

## CONTENTS

1. はじめに
2. 干拓の歴史
3. 潮害との闘い
4. 各地に残る堤防、樋門
5. 後世に伝えるために

## 1. はじめに

玉名市が所在する菊池川下流域では、江戸時代から干拓が断続的に行われ、昭和の国営横島干拓まで75ヶ所の干拓地が開かれた。それぞれの干拓の地割もほぼそのまま、逐次干拓によって鱗状に陸地化されていった状況がよくわかる。堤防の大部分は道路や水路となっており、場所によっては石積みが良好に残っている部分も観察される。

新たに生まれた土地は、大部分が水田として利用された。昭和40年代からは、ビニールハウスを利用した施設園芸が盛んになり、玉名市でのトマトの産出額67億2千万円は八代市に次いで全国2位、イチゴの産出額も41億8千万円で全国2位である。

(2006年九州農政局統計)

太平洋戦争後、食糧増産などを目的として大浜・横島地先に国営の干拓事業が計画され、昭和42年に潮止工事が完了した。このため末広・明丑・明豊・大豊開の堤防はその時点で第一線堤防としての役目を終え、それ以来大規模な補修はされず、他の同時期に築造された堤防が順次近代的に改修される中、結果的に非常

に良好な状態で保存されている。最終的な改修の記録は昭和2年の潮害後であるが、末広開堤防の水路掘削に伴う調査で堤防内から古い石積が検出され、潮害のたびに補修・補強が繰り返されていった状況が確認された。明治時代中期から昭和時代後半までの長期に亘って干拓地を守り抜いた堤防であり、補修・補強の課程はその功績を物語っている。

明治時代に起源を持つ干拓堤防が、このような規模・状態で総延長約5kmに亘って残っている例は他になく、近年これらは日本の産業の近代化に貢献した遺産として、また土学的にも優れた建造物として、さらに農地を含めた風景は、歴史的にも重要な文化的景観として、各方面から大きな注目を集めている。先人が苦難を乗り越えて築堤、維持してきた堤防とそれに守られた農地は、それまでの苦難を補って余りある、計り知れない利益をもたらしている。現在残っている干拓施設は、地域の干拓の歴史を象徴する記念碑であり、わが国の歴史においても、特に貴重な遺産である。

## 2. 干拓の歴史

戦国時代が終わり、ひとまず安定した政権が誕生すると、人々の稲作への意欲は、海に広がる広大な干潟の開墾へと注がれた。

### 中世の干拓

文中元(1372)年の「清源寺所司定文」によると、清源寺領の「濱」(現大浜町)にある新開の堤防修理に関する記載がみられる。また、応永13(1406)年の「宇佐公美寄進状」によると、濱外の「崇玄新地」を清源寺に寄進する記載がみられる。現在の大浜町中心地東側には、「中新開」、「南新開」、「外新開」の字名があり、この付近が崇玄新地に比定されている。小田牟田内には、大浜の他に小島、小野尻、北牟田、川島の集落が自然堤防上に形成されており、「上新開」、「七反開」など干拓に関する字名が点在する。後述する石塘築堤以前にも集落の辺縁部に小規模な干拓が営まれていた可能性が考えられる。

### 加藤清正公による事業

「土木の神様」と称される加藤清正公は、肥後入国後に熊本城の築城を始めとして、各地で治水や新田開発などの土木工事を行った。玉名地方では天正17(1589)年から行なった、菊池川の流路変更と石塘築堤などに代表される治水・農業関連事業が著名である。江戸時代の天保年間(1830~44)に作成された、『藤公遺業記』に清正公の事業が詳しく記されており、以下その内容に沿って記す。

高瀬川(菊池川)はかつて伊倉の南側を流れ、横島の外平山と久島山の間を抜けて有明海に注いでいたが、それを千田川原から西に流れるようにして現在の流路に変更した。その際に外平山東側から大浜にかけて西塘(廻塘)と、大園から北牟田・小野尻にかけての旧流路に東塘を築き、潮止めを行った。その結果、塘下八ヶ村(小島・千田川原・小野尻・川島・北牟田・大浜・大園・横島)と呼ばれる小田牟田600町以上の新地ができたといわれている。続いて外平山と久島山の間

に石塘を築き、海水の浸入を調整する

工事を行ったため、慶長10(1602)年には小田牟田は完全に陸地化し、新田開発が進展した。外平山と久島山の間は「丹倍ヶ淵」と呼ばれる急流の荒瀬戸であり、石塘の工事は難航を極めたため、人柱を埋めて工事を成功させたという伝承が残っている。

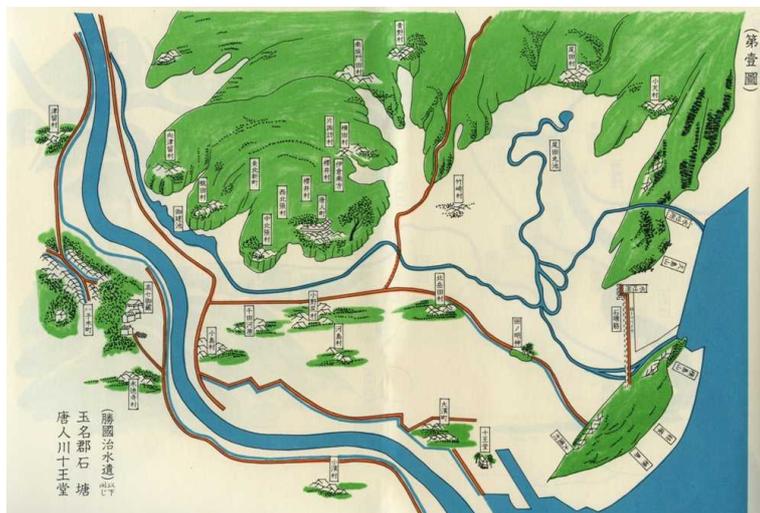
岱明町西側の行末川流域については、清正公入国の頃は海が友田川沿いの谷まで海が入り込んでいた。そこに谷間を横断するように、扇崎から長洲町腹赤までの258間(約470m)の行末塘を築いたことから、その北側に行末塘新地を開くことができた。続いて清正公の跡を継いだ加藤忠広公によって、行末塘の南側に外牟田新地が開かれた。これによって、沖合いの砂州であった沖洲は陸続きになった。

『藤公遺業記』には、小田牟田と大野牟田は清正公の干拓によって新たに生まれた土地となっているが、慶長年間の検地帳の研究などによると、中世末~近世初頭には既に小田牟田や大野牟田には村々が成立し、ある程度耕作がされていたようである。また、菊池川の掘り変えについても、流路の完全な変更ではなく、清正公以前にも現在の流路に川が流れていたのを改修したという見方もある。いずれにしろ、この時代に大規模な土地整備事業が行われ、現在に通ずる基本的な地勢が整い、あとに続く大規模な干拓事業の基盤が築かれた。

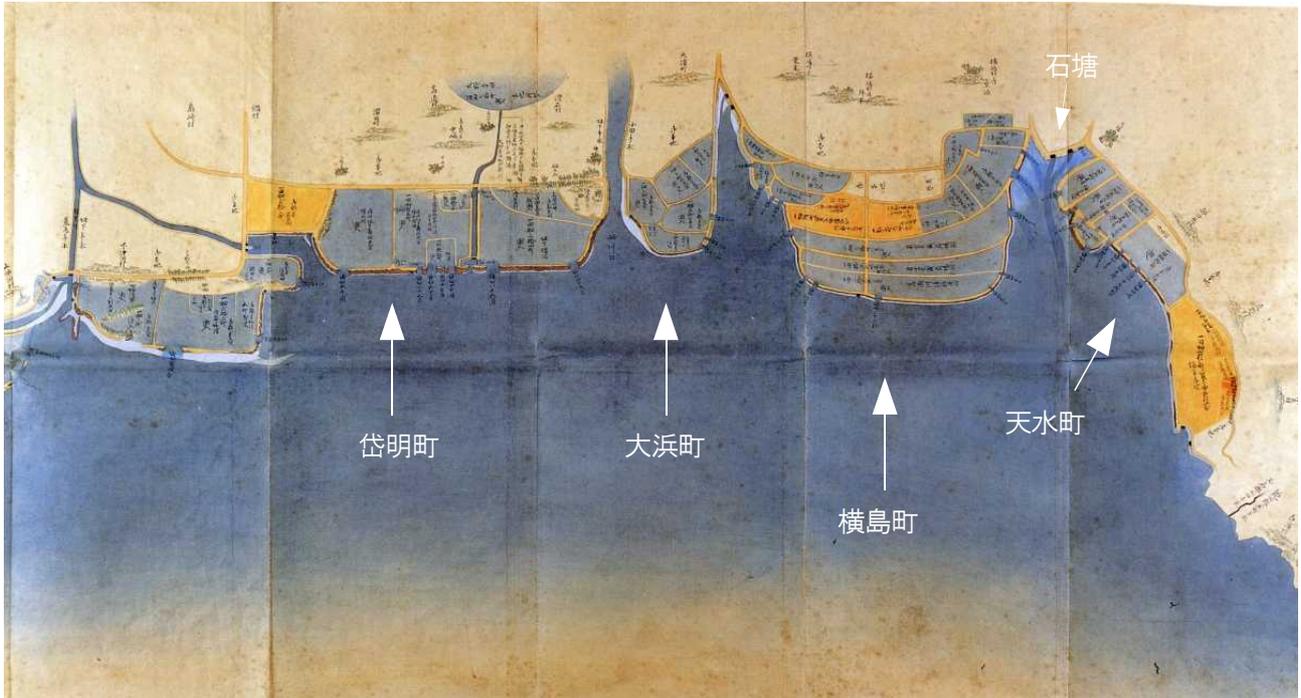
### 細川公による干拓

寛永9(1632)年加藤氏のあとを受け細川忠利公が肥後に入国すると、翌寛永10年から外平山南側の干拓に着手した。細川家の私費を投じて造成された「内家開」といわれる新地で、寛永14(1637)年ごろまでに10開約35haが開かれたとされる。寛永14年には島原の乱が起り、細川藩も3万の兵をもって出動し、このとき細川藩士陣佐左衛門は、キリシタン軍の総大将天草四郎時貞の首を獲った恩賞により、横島海岸に新地造成の権利を得たと伝えられている。その干拓地が外平山南側の字岩井口であり、陣殿開といわれている。

続いて細川家は、延享2(1745)年ごろからさらに内家開の外側の干拓に着手した。これらの干拓地は藩として経営し、築造費も藩によって負担することから「官築開」と呼ばれている。天明年間(1781~1788)までに10開約52haが開かれたとされる。また、岱明町鍋では行末塘の外側で藩によって村上新地が開かれ、寛政初年(1789)には既に完成していたと考えられている。さらに外牟田新地と村上新地の沖には砂州である沖洲と竈頭洲があり、その間の部分が湾開として築造された。この周辺は砂洲であり、用水の確保が難しいなど



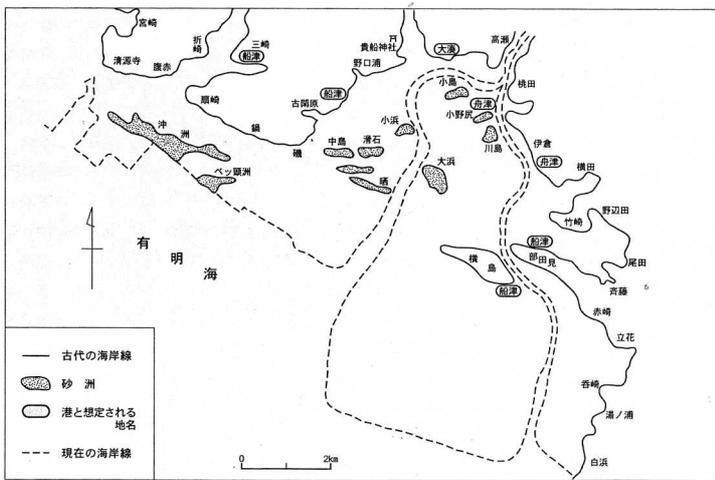
天保年間『勝国治水遺』の付図(写)  
『加藤清正伝』より



強風高潮之節海辺塘切之図（部分）

天保14（1843）年 永青文庫 熊本大学付属図書館寄託

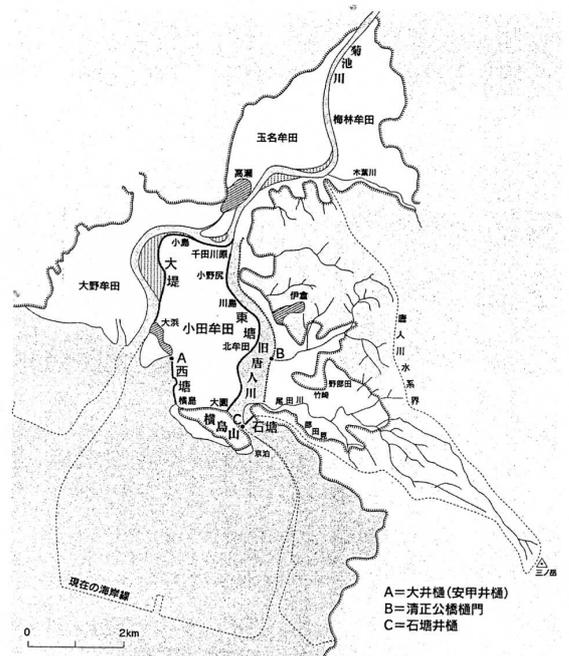
天保14年9月3日、有明海沿岸は高潮によって大きな被害を受けている。本図はその時の被害状況を示しており、堤防の決壊箇所、潮害の区域などが詳細に記されている。同時に当時の干拓の進展状況が判明する。『玉名市史資料篇1絵図・地図』に収録。



〈図7〉玉名地方における古代の想定海岸線（著者原図）

古代から中世にかけての海岸部の変遷

（『横島町史』より）



〈図10〉小田牟田における加藤清正の治水土木事業（筆者原図）



小田牟田

## 玉名市の干拓遺産 2. 干拓の歴史

の条件で水田には適してはならず、塩田が盛んに行われ細川藩の塩業の中心地となっていた。それ以外にも、現在の唐人流域で丘陵沿いに小規模な新田が開かれた。

その後、細川家又は藩による干拓は、後述する有吉家や郷による大規模な干拓と平行しながら、江戸時代を通じて行われていった。

### 有吉家による干拓

外平山南側の内家開から官築開まで約88haの新地が完成したのち、干拓の権利は細川藩の家老である有吉家が独占し、現在の横島町を中心に文政年間(1804年以降)から干拓事業に着手した。官築開外側に、一番開から十番開までの新地が開かれた。このうち四番開は玉名郡内の六郷(手永)の出費により、高瀬川及びその他の河川修理の経費に当てるため開かれた新地であり、その中の3分の1を有吉家に帰属させ、残りを六郷共有とし、その部分は川浚料開ともいわれる。また七番開と大開は、本来同一の新地であり、国営干拓を除く玉名地域最大規模の干拓地となった。細川忠毅(細川内膳家)と小田、南関、中富三郷の共同出費で築造され、北側の五番開と接する部分を有吉家に帰属させて七番開とし、南側は共有地として大開と呼ばれるようになった。干拓の事業実施の中心となったのが、地元の惣庄屋などの富豪層であり、実質的な地主として事業を展開した。

有吉家による干拓は、主に横島町が中心であったが、それ以外の地区では手永や藩による干拓が行われた。岱明町の四郷開(坂下・南関・中富・内田手永共同出費による)や天水町の樋方開、受免開などが開かれた。

### 明治～大正時代の干拓

江戸幕府の後に明治政府が誕生すると、版籍奉還で藩営の干拓地も奉還されたが、郷開や有吉家などの私築新地は依然として築造主個人の権利を保有していた。江戸時代、新地の造成に当たって、築造主は石垣などの資材経費を負担し、農民は新地が竣工した後に土地の分割にあずかる条件で堤防の築造などに労力を提供し協力した。その結果、干拓地には耕地の分配を受けて

田畑を耕作する実際上の地主が生まれ、この地主は永小作人と呼ばれるようになった。明治時代になり、地租改正で干拓地の土地の所有権をめぐって築造主と永小作人の間で争われ、それぞれの干拓地ごとの状況で分割して配分するなど、解決に苦心している。横島町の場合、最終的には有吉家から永小作人に順次売却されていった。

江戸時代以前の干拓地における土地所有の問題が解決されてゆくことと平行して、新たな干拓地が開かれていった。明治時代以降、許可を得れば個人による干拓が認められるようになり、明治20年から30年代には地元の有力者による大規模な干拓が行われるようになった。大浜町の末広開、横島町の

明丑・明豊・大豊開が相次いで開かれ、岱明町では長保・共和・大相開が開かれた。いずれも複数の大地主共同による干拓であり、比較的大規模な干拓地が多く、この時期に集中している。

大正7(1918)年に起こった米騒動を契機に食料増産の緊急性が高まり、農商務省(今日の農林水産省)は干拓を積極的に奨励することになった。菊池川下流域も干拓の有力な候補地であり、政府によって干拓計画が立案された。太平洋戦争後に着工された国営横島干拓は、この計画を引き継ぎ実施された。大正時代の干拓は、結果的には菊池川右岸で大正開、左岸で有明開の2ヶ所の小規模な干拓に留まった。

### 国営横島干拓

太平洋戦争後、先に立案されていた干拓計画が着手された。昭和22年起工し、その後同26年に工事は建設省から農林省の直轄事業に引き継がれ、施行された。その後、漁業補償問題の解決、台風による被害、軟弱地盤に起因する被害を度々受けながらも、昭和42年に潮止め工事が完了し、479haの新たな農地が誕生することになった。以降、菊池川下流域において、新たな干拓は実施されていない。



九番開堤防



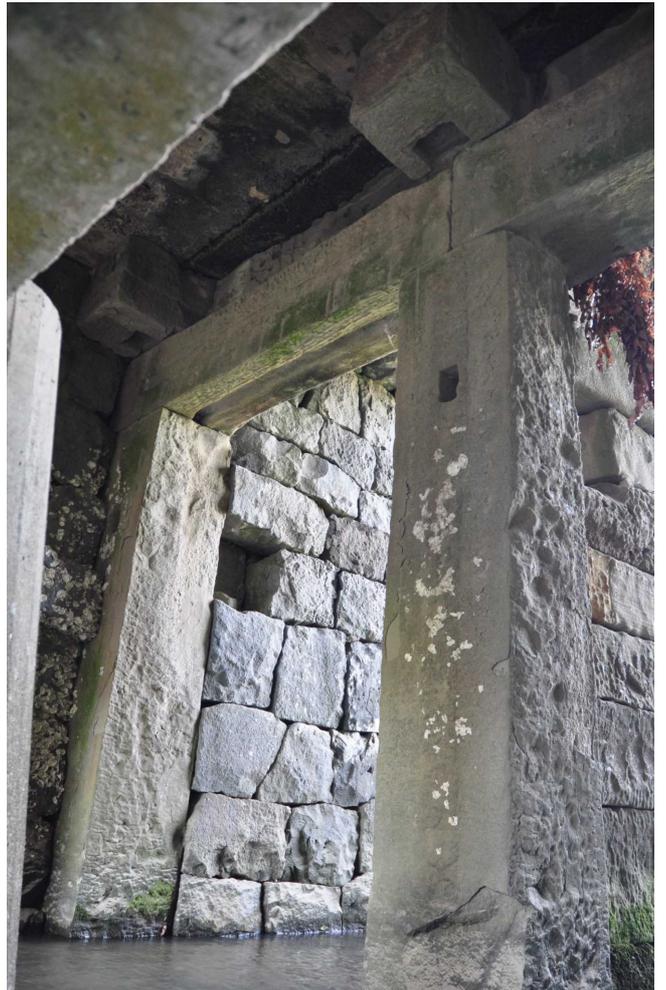
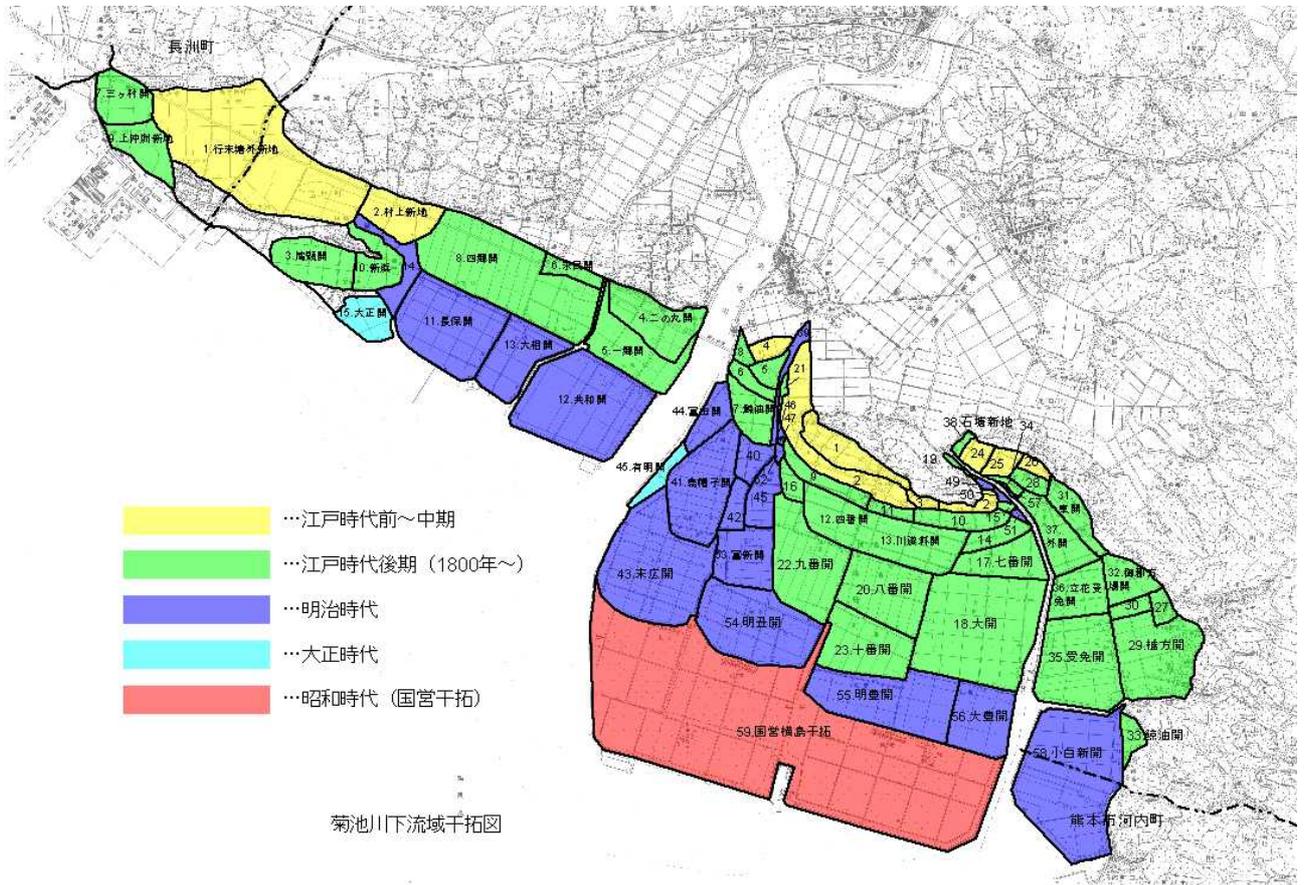
干潟の様子



横島町、大浜町の航空写真。奥は島原半島の雲仙



石塘の樋門群。奥が新内井樋、手前右が六枚井樋、左が越堰。



左上/十番開北側樋門（干拓地側から）  
左下/十番開南側樋門（干拓地側から）  
右/十番開北側樋門門柱部

菊池川下流域干拓表

	菊池川右岸			菊池川左岸								
	岱明・長洲地区			大浜地区			横島地区			天水地区		
	干拓地名 築造者	面積 (ha)	築造年	干拓地名 築造者	面積 (ha)	築造年	干拓地名 築造者	面積 (ha)	築造年	干拓地名 築造者	面積 (ha)	築造年
江戸時代前 中期	1 行末塘外新地 (外牟田新地) 加藤忠広	139	寛永9年 1632	4 大井樋尻開	18	明和6年 1769	1 御内家開 細川家	35	寛永年間 1633~1637	24 部田見樋方開 藩	7.4	宝暦8年 1758
	2 村上新地 藩	23.8	寛政初年 1789				2 官築新地 藩	54	延享~天明 1744~1788	25 部田見郡方開 藩	7.9	明和6年 1769
江戸時代期	3 湾頭開 藩	33.2	享和2年 1802	5 葭場開	6.8	享和2年 1802	9 一番開 有吉家	14.6	文化4年 1807	27 立花明午上開 長岡帯刀	5.6	享和元年 1801
	4 二の丸開 長岡左中	32.5	文化元年 1804	6 一夜開 小田手永	7.3	文政6年 1823	10 二番開 有吉家	16.3	文化5年 1808	28 西開 小田手永	7.3	文化5年 1808
	5 一郷開 坂下手永	40.1	文化5年 1808	7 鯨油開 小田手永	21.9	天保2年 1831	11 三番開 有吉家	5.3	文化6年 1809	29 樋方開 藩主細川齊茲	69.7	文化元年 1804
	6 求民開 坂下手永	11.8	文化13年 1816	8 芝原開	4.8	安政4年 1857	12 四番開 有吉家	75.5	文政10年 1827	30 立花樋方開 藩主細川齊茲	10.8	文化元年 1804
	7 三ヶ村開 荒尾手永	35	文化14年 1817				13 川渡料開 郷開		文政10年 1827	31 東開 小田手永	21.6	文化3年 1806
	8 四郷開 坂下・南関・中富・内田手永	110.6	文政2年 1819				14 五番開 有吉家	11.2	弘化2年 1845	32 御郡方葭場開 藩	12.2	文化12年 1815
	9 上沖洲新開 藩	34.4	安政4年 1857				15 築添小開 有吉家	1.2	弘化2年 1845	33 鯨油開 藩と小田手永	8.6	弘化3年 1846
	10 新浜 藩	15.2	慶応2年 1866				16 六番開 有吉家	8.2	弘化2年 1845	34 小開 小田手永	2.6	天保7年 1836
							17 七番開 有吉家	185.5	嘉永6年 1853	35 受免開 藩	69	嘉永4年 1851
							18 大開 細川忠毅と小田手永他2手永		嘉永6年 1853	36 立花受免開 小田・内田・坂下手永	21.4	嘉永4年 1851
						19 葭場開 小田手永	0.9	嘉永6年 1853	37 外開 小田手永、長岡忠勢	29.9	安政4年 1854	
						20 八番開 有吉家	55.8	安政4年 1857	38 石塘新地 地元村	1.6	文久元年 1861	
						21 庄屋開 地元庄屋	2.4	安政5年 1858				
						22 九番開 有吉家	67.1	安政6年 1859				
						23 十番開 有吉家	52.6	慶応2年 1866				
明治・大正時代	11 長保開 坂本平次、田中一郎、前田休八	98.2	明治28年 1895	39 安甲開	4.6	明治9年 1876	46 上綱干潟 細川家	0.9	明治6年 1873	57 干出開	1	明治8年 1875
	12 共和開 大野巷 外37人名	116.5	明治28年 1895	40 明辰開	13.5	明治21年 1888	47 沖綱干潟 細川家	1.2	明治6年 1873	58 小白新地	120	明治8年 1875
	13 大相開 中山文三 外6名	45.6	明治32年 1901	41 烏帽子開 坂本平次、宮尾徳平	69.3	明治24年 1891	48 神崎開 細川家	18.2	明治8年 1875			
	14 新天開 鍋村	20.1	明治40年 1907	42 明辰開尻	12.8	明治26年 1893	49 久々開 宮川栄次郎	1.1	明治9年 1876			
	15 大正開 大正開耕地整理組合	27.4	大正13年 1924	43 末広開 坂本平次 外	122	明治28年 1895	50 下久々開 宮川栄次郎	0.98	明治9年 1876			
				44 富田開 富田両七、富田正雄	18.4	明治33年 1900	51 河添新地 宮川栄次郎	0.92	明治9年 1876			
				富田又雄、前田休八			52 入船開	0.3	明治25年 1892			
				45 有明開 早野義彰 外13名	13	大正2年 1913	53 富新開 栗崎寛太 外6名	52.4	明治25年 1892			
							54 明丑開 栗崎寛太 外6名	88.2	明治26年 1893			
							55 明豊開 服部運太 外7名	82	明治26年 1893			
							56 大豊開 加藤篤 外2名	43.4	明治35年 1902			
							59 国営横島干拓	479	昭和42年 1967			

※「玉名平野の開発と横島干拓」、『横島に伝わる地名と由来』、『玉名市史通史篇下巻』、『岱明町史』などから作成、一部改変

### 3. 潮害との闘い

干拓地はその地勢的性格上、台風などの堤防決壊による潮害で多くの被害を出しており、その都度堤防や耕地の復旧を余儀なくされた。

#### 潮害の歴史

寛政4(1792)年、島原半島の普賢岳眉山が噴火に伴う地震で崩れ、対岸に大津波が押し寄せた。肥後国では数千人の死者を出し、過去の災害の中でも最大級であった。明治時代以降においても潮害は多く、大正3(1914)年、大正8(1919)年、昭和2(1927)年の台風による潮害などが代表的である。

熊本県では、大正3年と昭和2年の潮害後に災害内容や復旧経緯を記した潮害誌が発行されており、詳細な記録によって当時の状況を知ることができる。大正3年以降の復旧は、主に耕地整理法に基づいて実施された。耕地整理法は、農地を合理的に整備し、生産性を高めることなどを目的として明治32年に制定された。このことで耕地整理組合を設立し、全国的に事業が進められることとなった。その後の明治38年、新たに灌漑、排水が事業工種に加えられ、幾度かの改定の後大正3年に干拓事業が組み入れられた。たまたま同年に潮害が発生し、堤防及び農地が被害を受けると、その復旧に耕地整理事業の適用が認められ、県によってもその推進が図られた。その結果、主に干拓地単位で耕地整理組合が設立され、それ以降、昭和2年の潮害後もさらに組合数が増加し、その耕地整理組合ごとの復旧が進められた。また明治30年には、地主の農業投資を促進するため日本勧業銀行などの農業系金融機関が開設されており、復旧費用の融資に多大な貢献をしている。

#### 大正3年、8年の潮害

大正3年8月23日から25日にかけて台風が九州に来襲し、熊本県においても甚大な被害をもたらした。被害は当時の県下7郡104ヶ町村におよび、死者22名を出した。最も被害が大きかったのが玉名郡であり、全体の被害は当害額の7割近くを占め、さらにもう一つ被害が大きかった町村が横島

村、次いで大浜町であった。23日に大豊開、明豊開堤防から決壊し、25日には明丑開、末広開などの堤防が次々決壊して横島村、大浜町の大部分の水田が水没した。

最も被害が大きかった横島町では、損害額が128万円以上にものぼり、潮害前の状態に戻るまでは多大な金額と労力が必要であった。このため通常的手段では村の勢いを挽回することは困難であり、村の有力者である三津家伝之は、決壊した堤防の沖合350町を干拓する事で被害の復旧と新たな耕地の増反を行う計画を立案した。計画の実現に当たっては、三津家伝之を始め村の有力者で調査委員を組織し、技術的には八代の郡築干拓を参考にして堤防に人造石を使用することなど具体化されていった。干拓地の築造費用は、横島村で150町分、残り250町分を三津家伝之、栗崎昌俊その他有志で負担することとした。そして埋立願を提出して許可を得る段階まで進んでいたが、明丑開から反対の声が上がり、結局取下げとなった。

復旧は各開ごと主に地主負担で行われ、その中で復旧費が多くなった末広開、明丑開、明豊開、大豊開など8地区は、それぞれ耕地整理組合を設

立し、主に日本勧業銀行から資金を借り入れて財源とした。横島村の明丑開、明豊開、大豊開は上記のような事情で復旧の着手が遅れ、大正4年末に工事が開始された。大浜町では烏帽子開で8月28日から早速着手され、末広開で大正4年2月8日に着手されている。堤防の設計に関わったのは、牧隆泰氏(のち東京農業大学教授)である。

大正8年にも大規模な潮害が発生し、大正3年と同等かそれ以上の被害が発生した。末広開の被害は特に大きく、後の昭和2年の潮害被害額を上回っている。復旧に要する費用は、大正3年と同様、日本勧業銀行からの融資が中心となった。また、大正時代末から昭和時代にかけて、主に本来の耕地整理を目的として横島第一組合などが設立され、事業が実施された。横島第三組合では、事業の実施が昭和2年3月からであり、事業が終了した直後に潮害に見舞われた。

#### 昭和2年の潮害

昭和2年9月13日午前10時頃、熊本県を襲った猛烈な台風は、有明海沿岸を中心に玉名・飽託・宇土3郡を中



昭和2年の潮害における菊池川河口付近の被害状況。緑川、住吉新地と記入してあるのはそれぞれ菊池川、末広開の誤記。末広開と有明開、対岸の共保開はほぼ全域水没し、堤防と家の屋根部分のみ水面から見える。

心に多大な被害をもたらした。被害の内容は大正3年、大正8年の潮害より圧倒的に甚大で、死者及び行方不明者413名、負傷者202名を出した。しかし玉名郡においては、堤防や耕地などの物的被害とは対照的に、死者及び行方不明者3名、負傷者7名であった。これは今までの潮害で、町村民が十分訓練されていたからと伝えられている。

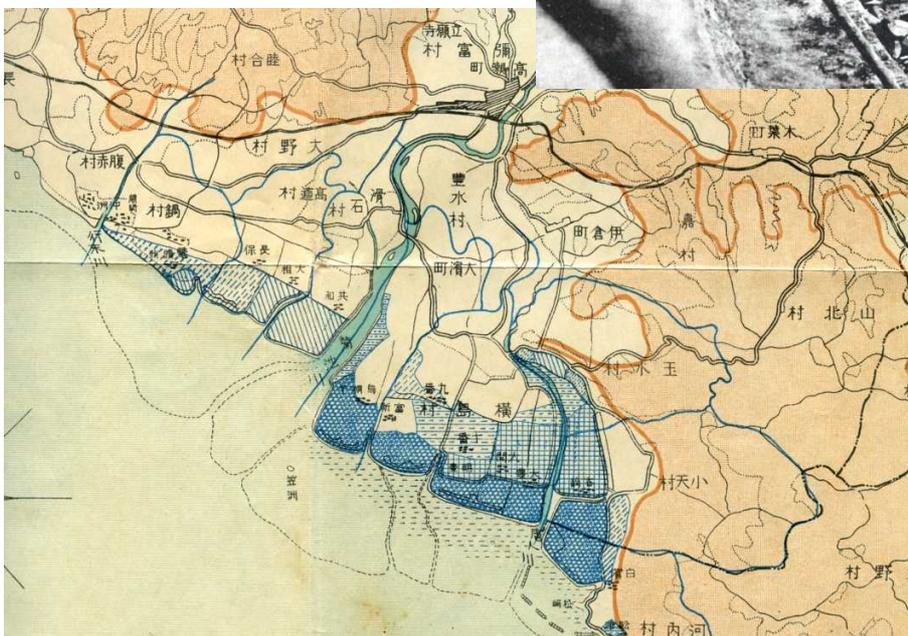
熊本県では、潮害後の潮受堤防復旧と耕地整理事務の激増によって、それに対応すべく従来の農務課耕地整理係が分離独立し、昭和2年10月12日から耕地課となった。同時に玉名郡高瀬町と飽託郡川尻町の2ヶ所に事務所を設け、さらに8ヶ所の出張所（玉名郡内は横島・小天・滑石・鍋の4ヶ所）を設置し、復興体制が整えられた。そして県内の被災範囲の測量設計などを行い、復旧総額が計上された。全体の復旧額

の8割近くが堤防の復旧に要する費用となっている。明豊開と受面開の被害状況が大きく金額が突出しており、次が大豊開、明丑開、末広開と続いた。

復旧の資金に関しては、被害の程度が甚大であり、国県の援助なしでは復旧の見込みがないとの理由で、昭和2年10月12日付で復旧費並に県工事設計監督費（設備費）に対し国庫補助が申請され、昭和3年1月25日付けをもって県の設備費と堤防復旧費に対してはその費用の2分の1、耕地の復旧費に対しては3分の1を交付する旨が、農林省次官から通達があった。また、国補助とは別に県費を加算して各耕地組合に補助され、合計で全体の約8割が国県の補助、残りが地元負担となった。さらに地元負担分についても、県から低利資金の貸付が行われることとなった。また、耕地組合によ

ては、大正3年及び8年の潮害の債務を有する組合が多かったため、返済期間の延長などの措置がとられた。その他、租税の免除及び猶予、羅災救助基金法による援助などがあった。その結果、各組合で復旧費総額の5～7割が国及び県からの補助金であり、県の貸付け金も合わせると全体の9割近くを賄うことができた。その残額を、それぞれ日本勧業銀行から借り入れるなどして確保が図られた。現在見ることができる末広開から明丑開、明豊開、大豊開に至る約5kmの堤防は、大部分が昭和2年後に改修された姿である。改修の時期は石垣の積み方で判断することができる。概ね布積が大正時代以前、谷積が昭和以降の改修である。

六枚戸復旧工事の様子  
（『昭和2年熊本県潮害誌』より）



玉名郡の被害状況  
（『昭和2年熊本県潮害誌』より）

## 4. 各地に残る堤防・樋門

江戸時代から現代までの干拓施設がいたるところに残存しており、干潟や農村風景と合わせた景観は、独特の風情がある。

玉名市域を中心とする菊池川下流域の干拓施設は、概ね時代が降るほど残存状況が良い干拓施設がみられ、古い時期ほど現代の道路や水路に改修されて残存状況が良くない。干拓の地先にさらに新しい干拓が築造されると、古い堤防の石垣は新しい堤防の資材として再利用される場合もあるが、潮害などの非常時には再び潮受堤防となり得るため、予備役の堤防として重要視された。

現役を除く干拓関係施設の中で、最も保存状態が良好なものが大浜町の末広開堤防と樋門、横島町の明丑開、明豊開、大豊開の堤防である。末広開樋門は、六枚戸(3枚戸の樋門2基)と二枚戸から構成され、特に六枚戸はこの地域で最大級の規模を誇る。これらの堤防と樋門は明治時代中期に築造され、最終的な改修が昭和2年の潮害後であり、昭和42年に国営干拓の潮止めが行なわれた後は改修されずにその時点での状況をほぼ保ったまま今日に至る。

上記に次いで保存状態が良いものとしては、横島町の明丑開樋門、明豊開樋門と富新開、九番開、十番開、大開の堤防と十番開の樋門、岱明町の長保開樋門である。明丑開樋門と明豊開樋門はそれぞれ近年に一部改修されてい

るが、全体の規模がわかる樋門として比較的良好に残っている。富新開、九番開、十番開、大開の堤防は大部分が削られて道路として利用されているが、全体的に石垣が1~2mほどの高さで残っており、最大で大開堤防東側の地点で約3mの高さの石垣が確認される。

明丑開樋門、明豊開樋門、富新開堤防は明治20年代の築造で、九番開、十番開、大開の堤防と十番開樋門は江戸時代末期(嘉永~慶応年間)の築造である。明丑開樋門、明豊開樋門、十番開樋門は十番港に面しており、昭和2年の潮害を受け改修されているが、樋門としては末広開樋門(六枚戸・二枚戸)に次いで規模が大きく全体的に保存状態も良い。長保開樋門は、海側は封鎖されて付近に新しい樋門が新設されている。二枚戸の樋門であり、陸側はほぼ旧来の石積を残す。

十番開の樋門は、干拓地の西側に2基設置されており、北側が二枚戸、南側が一枚戸の樋門である。2基とも水門部より海側が谷積で補修されており、戸は招戸方式ではなく鋼鉄製の上下スライド式の戸に改修されている。水門部と陸側にかけては空積の布積部分がみられ、干拓地が築造された江戸

時代後期の特徴を残している。水門部の門柱及び空積の石垣の一部は、天草の下浦産とみられる砂岩が使用されている。

その他の樋門については、中世末から近世初頭にかけて築造された石塘樋門、安甲樋門があるが、大部分は近代以降の改築である。石塘樋門は複数の樋門から成り、加藤清正公の石塘築堤と同時に築造されたとみられ、以来幾度となく改修されつつ現在に至る。かつての潮受樋門であり、小田牟田全体の排水を行い、近世・近代には農業用水も取水されていた。最近の改修は平成10年以降である。安甲樋門は安甲井樋とも呼ばれ、西塘北側に設置されて小田牟田からの排水を行っている。現在は袖石部分の石積みが確認される。富新開樋門、烏帽子開樋門はそれぞれ樋門の袖石部分の石積みが一部残っている。

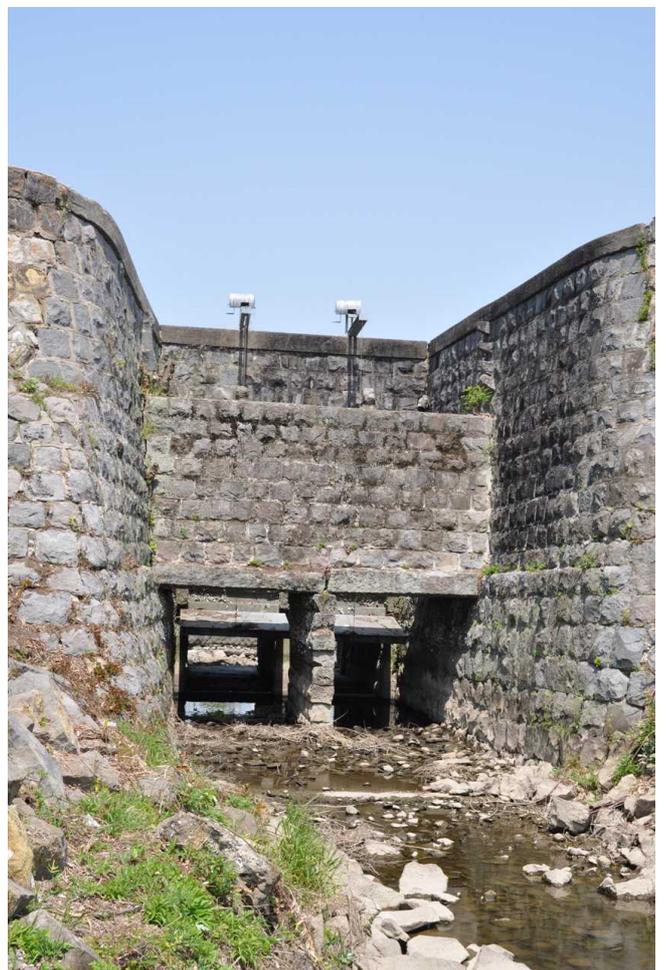
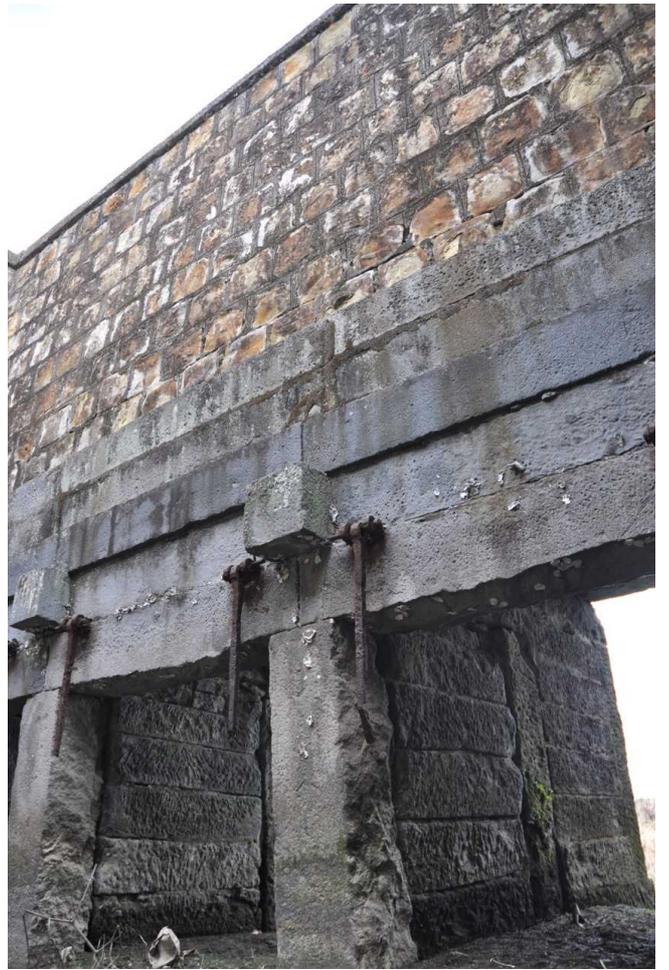
明辰川には、六枚戸の上流に富新橋際の樋門と、明辰開樋門が設置されている。いずれも明辰川の堰としての役目を担っていたが、大部分は撤去されており、袖石垣の一部などが残るのみである。

明丑開堤防



末広開堤防





左上/末広開樋門（六枚戸）  
 （手前：西三枚戸樋門、奥：東三枚戸樋門）  
 左中/明丑開樋門（干拓地側から）  
 左下/明豊開樋門（干拓地側から）  
 右上/末広開東三枚戸樋門水門部  
 右下/末広開二枚戸樋門（海側から）

## 5. 後世に伝えるために

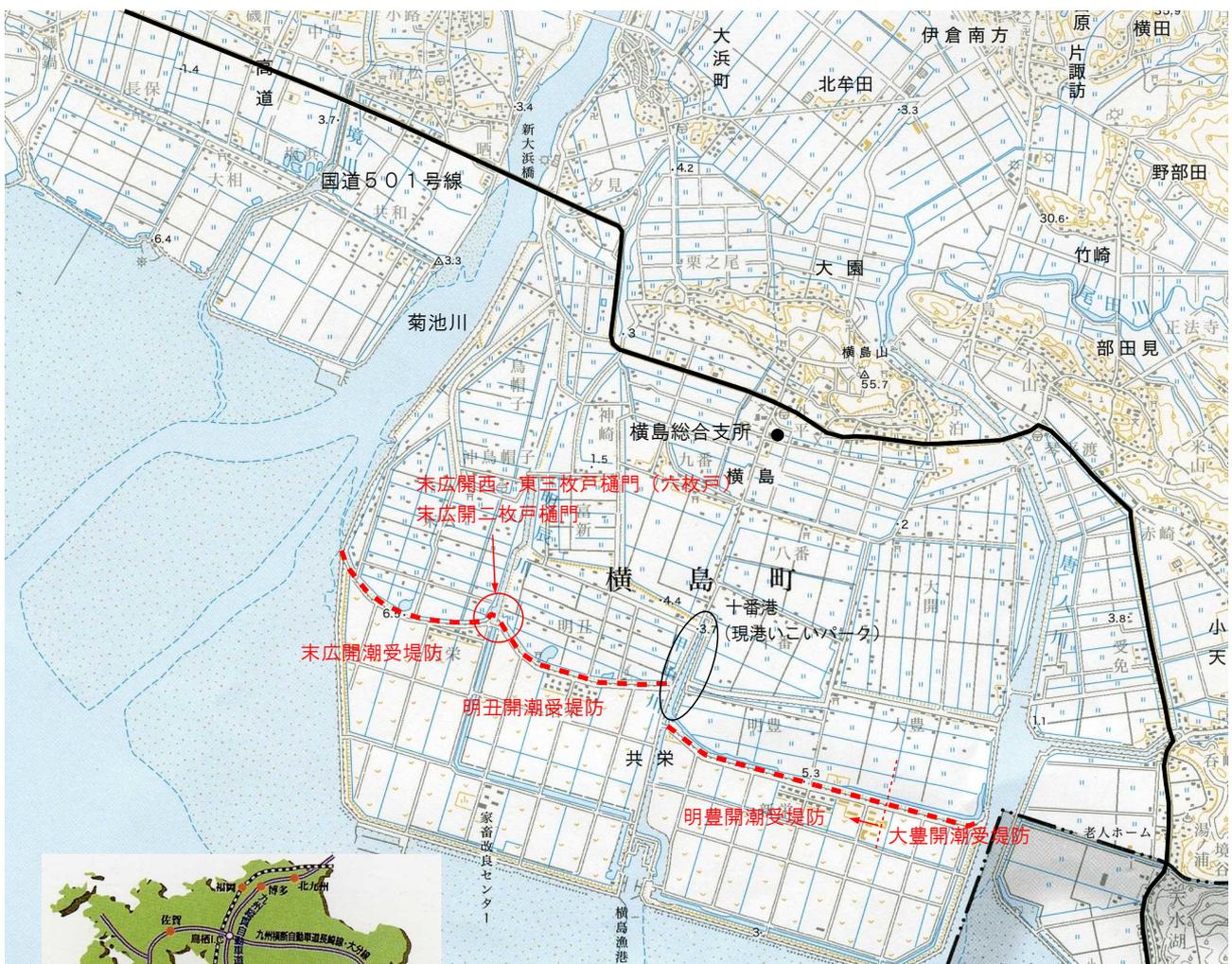
横島町で現在も伝えられている民謡に、「横島潟担い節」がある。「潟担い」とは、干拓工事の築堤の際に潟土を堤防の上に積み上げてゆく作業であり、土木機械が一般化する昭和初期ごろまでは人力で行われていた。「潟担い節」は、この作業の中で、作業者相互の息を合わせるために唄われた仕事唄、作業唄を起源として始まったとされており、九州各地に伝えられている。明治期以降に各地で踊りが振り付けられ、三味線や太鼓の鳴物入りで広

まった。横島潟担い節に関しては、昭和42年6月18日付熊本日日新聞に関連する記事がある。横島干拓潮止め完了式の際に、昔から伝わる潟担い節に振り付けされた踊りが初めて披露された、とある。現在では「横島潟担い節保存会」が結成され、地域の諸行事で披露されるなど、伝統芸能として保存・継承され、後継者育成にも努められている。

近年玉名市では、堤防や樋門など干拓関連施設の文化財としての認識が急

速に高まりつつあり、保存・活用に向けての調査が行われている。

我々の先祖は、果敢に海に挑んで干拓地を開き、幾度の潮害にも屈することなく堤防を補強し、農地を守り通して来た。そのようにして築かれてきた一連の干拓施設は、先祖から受け継がれた大地と共に文化財として子孫に受け継いで行かなければならない。



問い合わせ先：玉名市教育委員会  
文化課文化財係  
〒869-0292 熊本県玉名市岱明町野口2129  
TEL(0968)57-4429 FAX(0968)57-4442  
玉名市HP <http://www.city.tamana.g.jp/>

